

令和6年度 兵庫県会計年度任用職員 (兵庫県立消費生活総合センター 消費生活相談員) 採用選考案内

受付期間	令和6年3月25日(月) ~ 【随時受付】
試験日	書類審査後随時実施
任用期間	令和6年8月1日(木) ~ 令和7年3月31日(月)
勤務場所	兵庫県立消費生活総合センター

1 募集職種、採用予定人員等

職名	採用予定人員	主な職務内容	受験資格	勤務形態	備考
消費生活相談員	若干名	(1) 消費生活相談の受付・処理に関する事務 (2) 市町消費生活相談員等の相談業務の指導に関する事務等	「2 受験資格」と同じ	週29時間(原則7時間15分×週4日)	

2 受験資格

- 令和6年4月1日現在で18歳以上の方(年齢の上限はなし)
- 任用の日に兵庫県立消費生活総合センターに勤務可能な方
- 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を理由とするもの以外)
- Word、Excel等のパソコン操作ができる方
- 消費者安全法第10条の3第1項に基づく「消費生活相談員資格試験」に合格した方(消費生活相談員資格(国家資格)を有する方)又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術(※)を有する方で消費生活相談員としての執務経験のある方
(※例) 消費生活専門相談員(認定機関: 独立行政法人国民生活センター)
消費生活アドバイザー(認定機関: 一般財団法人日本産業協会)
消費生活コンサルタント(認定機関: 一般財団法人日本消費者協会)

3 選考方法

- 選考方法
(第一次選考) 所定の応募書類 (第二次選考) 小論文試験 面接試験

- (2) 小論文試験・面接試験日時
書類選考後随時実施
※対象者に別途お知らせします。

- (3) 場 所
兵庫県立消費生活総合センター
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目2番 TEL:078-302-4000

4 申込先及び申込方法

下記まで持参又は郵送で所定の応募書類(写真貼付)及び資格を証する書類の写し(該当者)を提出してください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

(応募書類は当センターホームページに掲載 <https://www.seiken.server-shared.com/>)

兵庫県立消費生活総合センター 指導調整部 指導調整課 [TEL:078-302-4000]

※ 書類選考後、対象者には、試験日時・会場等を記載した案内を郵送します。

※ 郵送の場合の送付先住所…〒650-0046 神戸市中央区港島中町4丁目2番

5 合格発表

合否については文書でお知らせします。

6 採用予定時期

採用は原則として令和6年8月1日(木)以降です。

7 任用期間

令和6年8月1日～令和7年3月31日(採用された年度の末日)までです。
(勤務実績に基づく能力実証等により、4回を上限に再度の任用を行う場合があります。)

8 勤務条件等

- (1) 基本報酬(地域手当に相当する報酬を含む)

月額 165,600円～189,400円

※報酬額の算定は、同一職務の経験年数により個別に決定します。なお、報酬額の個別照会には応じられませんのでご了承ください。

※基本報酬の額は、正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

- (2) 加算報酬

地域手当に相当する報酬の他、勤務の内容・実績に応じた手当に相当する報酬の支給あり。

- (3) 期末手当・勤勉手当

年間計 4.5月(6月期 2.25月、12月期 2.25月(在職期間に応じた割り落としあり))

※ 任期が6カ月以上、勤務時間が週15時間30分以上の方が対象

※ 期末手当の支給月数は正規職員の給与改定を受けて変更されることがあります。

(4) 通勤交通費

正規職員に準じて、実費相当分を支給します。（支給限度額の設定あり）

(5) 勤務時間

週29時間（原則 7時間15分×月曜日から金曜日の週4日）

(6) 休暇

年次有給休暇（時間単位の取得が可能）

その他、夏季休暇(有給)等任用条件に応じた各種休暇（有給・無給）あり

(7) 社会保険

地方職員共済組合（短期）、厚生年金保険、雇用保険 ※週の勤務時間等、要件を満たす場合に加入

(8) 条件付採用

改正地方公務員法（令和2年4月1日施行）第22条第1項及び第22条の2第7項の規定に基づき、採用は条件付とし、採用後1月間を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

9 その他

(1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。

(2) 資格、免許を必要とする募集区分を「取得見込み」で受験した方が、資格、免許を取得できなかった場合には採用されません。

(3) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員としてサービスの規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

(4) 営利企業への従事(兼業)を行うことができます。ただし、兼業についての届出が必要になるとともに、以下のような場合に該当しないよう注意してください。

- ・ 兼業先の業務が、信用失墜行為にあたるおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、公務の公正な遂行を害するおそれがある場合。
- ・ 兼業先の業務が、職務の遂行に支障を来すおそれがある場合。

(5) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。

(6) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。